

役員報酬、謝金並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人ヤングケアラーサロンネットワーク（以下「本法人」という。）の定款第21条の規定に基づき、役員報酬等に関し必要な事項を定めるとともに、本法人が依頼する講師等の謝金に関して定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 本規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、本法人定款第16条に定める理事をいう。
- (2) 報酬等とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第89条で定める報酬、賞与其他の職務遂行の対価として役員が受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わず、費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 謝金とは、本法人の事業遂行に必要となる役務等の対価として、対象者が受ける財産上の利益であって、費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、本法人の事業の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいう。報酬等及び謝金とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 本法人は、役員職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 本法人の役員に対する職務執行の報酬額は次のとおりとする

- (1) 社員総会、理事会等の内部会議出席

日当 5,000円

- (2) 外部会議出席（会議主催者側から支給があるときは支給しない）

日当 全日（8時間相当） 20,000円

半日（4時間相当） 10,000円

3 前項各号以外の役員報酬額については社員総会の決議を経て定める。

(謝金の支払い対象者)

第4条 謝金の支払い対象者は次のとおりとする。

- (1) 役員
- (2) 社員（本法人定款第5条に定める社員をいう。）
- (3) 本法人の開催する講演会、研修会等の講師となった者
- (4) 前号に定める講演の司会・運営補助者
- (5) その他代表理事が謝礼を支払う必要があると認めた者

(金額及び基準の決定)

第5条 役員の退職にあたっては、退職手当は支給しないものとする。

2 謝金の種類および金額は、社員総会で決定し、別表1「謝金の基準」に明確にする。

(費用の支給)

第6条 本法人は、役員及び第4条に規定する謝金の支払い対象者の業務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)及び手数料等の金額は、社員総会で決定し、別表2「費用の基準」に明確にする。

(支給方法)

第7条 (報酬等及び)謝金は、法令の定めるところにより控除すべき金額等を控除した上で、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込む。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、社員総会の決議を経て行うものとする。

(附則)

1. 本規程は、令和4年4月1日より施行する。(令和4年3月9日社員総会決議)

別表1 謝金基準

区分	対象者	単価（税別）	補足
講演	役員	1 講演 100,000 円以内	
	社員	1 講演 100,000 円以内	
	その他	1 講演 100,000 円以内	
司会	役員	1 回 100,000 円以内	
	社員	1 回 100,000 円以内	
	その他	1 回 100,000 円以内	
講演会等 運営補助	役員	1 回 50,000 円以内	
	社員	1 回 50,000 円以内	
	その他	1 回 50,000 円以内	

※上記区分に該当しない謝金は代表理事が決定する。

※上記を上回る支給は社員総会の決議を経て行うものとする。

別表2 「費用の基準」

区分	単価（税別）	補足
交通費	車賃 1Kmにつき20円	ただし、車賃の起点終点は自宅（又は合理的に判断される起点）から目的地の場所までの最も経済的な路程とし、1 km未満の場合は1 kmとする。 高速道路を利用した場合は高速道路料金の実費（領収書・証明書等により確認した額）を支給する。
	その他交通費等 実費	
旅費	宿泊費 実費	ただし、下記金額を上限とする 島根県内 10,000円 上記以外 15,000円
	役員出張日当 県内 1日 1,000円 県外 1日 2,000円	（第3条第2項に定める日当を除く）
その他手数料	実費	

※上記区分に該当しない費用は代表理事が決定する。

※上記を上回る支給は社員総会の決議を経て行うものとする。